

山折り

**④ 住宅の修理・再建の支援制度**

- 被災者生活再建支援法（都道府県・市町村）  
基礎支援金（全壊等 100万円）、加算支援金（住宅建設・購入 200万円、補修 100万円、貸借 50万円）  
※買付金も対象。使途の制限はありません。  
※単身世帯は4分の3  
※加算支援金（補修）の受給が災害公営住宅の同居資格を失う可能性があります。
- 災害救助法の応急修理（都道府県・市町村）  
応急修理補助（59万5000円等/2019年基準）  
※ただしこの制度別項で仮設住宅の入居資格を失う可能性があります。
- 公費解体（市町村）  
大規模災害時、全半壊家屋は公費（無償）で解体してもらえる場合があります。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理のために被災区区分別定（日本建築防災協会・有料）の利用も検討を。
- 生活福祉資金貸付制度による住宅補修貸付（社協）  
250万円以内（無利子〜1.5%）、所得要件等あり。
- 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付（自治体の福祉事務所）  
住宅の補修等について200万円以内で貸付。
- 建設・購入の災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）  
半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。
- 修理の災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）  
り災証明書が交付された方が住宅補修の際に利用できる融資制度。
- 自治体独自の支援策  
能登半島地震の新築時支援金、能本地震での被災したのり面・擁壁、地盤復旧への補助など多数事例あり。自治体からの情報に注意を。

**③ お金の支援制度（借りられる）**

- 災害弔慰金法による貸付（市町村）  
災害支援資金制度（負傷・住家被害 最大 350万円）  
緊急生活福祉資金貸付制度（社協）  
緊急小口資金（10万円・無利子）  
災害支援資金（150万円・無利子〜1.5%）  
その他（総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）  
母子父子寡婦福祉資金貸付金（自治体の福祉事務所）  
被災者には償還金の支払猶予措置もあり。
- 年金担保貸付、劣災年金担保貸付（独立行政法人 福祉医療機構）  
年金担保の8割かつ200万円以内など。使途は保健・医療や住宅改修資金など。
- 恩給等担保貸付（日本政策金融公庫等）  
恩給、年金を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資。250万円以内など。
- 不動産担保によるリバーステークン貸付（住宅金融支援機構）  
60歳以上なら、生存中、利息のみ支払いの災害時特例あり。

**① 災害時特有の制度・問題**

- り災証明書とは  
市町村が発行窓口となる。地震・水害等による家屋被害の程度（全壊・大規模半壊・半壊の一部）を証明するもの。各種支援金、申請の減免、生命保険、損害保険の請求には原則不要です。被害証明のために可能な写真の写真をたくさん残しましょう。
- 応急危険度判定とは  
全壊等の二次被害防止のため、緊急に建物の危険性を点検するもの。危険（赤）要措置（黄）要措置（緑）の3段階で、危険な場合は、即時的に撤去（壊）する必要があります。各種支援金、申請の減免、生命保険、損害保険の請求には原則不要です。被害証明のために可能な写真の写真をたくさん残しましょう。
- 権利証や健康保険証などの紛失  
不動産の権利証、預金通帳、実印などを紛失しても権利を失うことはありません。預貯金については金融機関に連絡して再発行してもらえます。
- 境界審や石垣の基礎部分について  
これは土地の境界の特定に役立ちますので、可能限り保存に努めてください。
- 運転免許証の有効期間延長  
特定非常災害に指定されれば、免許証の有効期間が延長される場合があります。紛失の場合は、運転免許センターや警察署で再交付手続を。
- 陸軍手続（運輸局・運輸支局）  
津波で自動車免許が流されてしまった場合、手続を緩和して再交付申請ができる場合があります。運輸局、運輸支局に相談を。

**被災者支援チェックリスト**  
2019年10月版

フローに沿って支援情報をチェックしてください。

- 災害時特有の問題を知りたい・・・→①へ
- お金の支援制度（貸付・貸付）・・・→②③へ
- 住宅の修理・再建の支援制度・・・→④へ
- 仮設住宅・公営住宅・・・→⑤へ
- 個人が抱えるローンの悩み・・・→⑥へ
- 子ども・教育の支援制度・・・→⑦へ
- 雇用・事業の支援制度・・・→⑧⑨へ
- 税金・保険料などの減免制度・・・→⑩へ

詳しくは、各制度の（ ）内に記載された窓口等にて相談下さい。

仙台弁護士会  
Sendai Bar Association  
※本リーフレットは配布・謄写自由です。

**⑤ 仮設住宅・住宅返戻の支援制度**

- 被災者生活再建支援法による給付（都道府県・市町村）  
※④を参照（最大 300万円）
- 災害弔慰金法による給付（市町村）  
災害弔慰金（遺族に最大 500万円）  
災害陣亡慰金（重い後遺障害に最大 250万円）  
義葬金（各自自治体）  
義葬金の内容、程度、自治体により異なります。義葬金申請では、り災証明書が必要になることも。
- 生活保護（都道府県・市町村）  
避難所等の避難先での申請が可能です。義葬金や給付金等は収入認定されません。
- 子ども・教育の支援制度  
幼稚園・保育料・免状の減免、入園料・送料・教材費、教材、文房具、小中高の児童・生徒へ教科書、教材、文房具、通学用品を交納。
- 特別支援学校等への就学奨励費（都道府県・市町村・学校）  
通学費、学用品等を援助。
- 小中学生の就学援助措置（都道府県・市町村・学校）  
学校に必要な学用品、教科書、新入学用品、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助。
- 高等学校等減免措置（都道府県・市町村・学校）  
授業料、受講料、入学科、受験料の減免、猶予。学校により異なりますが、授業料等の減免、猶予があります。
- 大学の授業料等減免措置（各学校）  
学校により異なりますが、授業料等の減免、猶予があります。
- 国の教育ローン（日本政策金融公庫等）  
入学資金、在学資金等の融資。一人あたり350万円以内。

**⑧ 雇用関係の支援制度**

- 労災保険の支給  
労働者が仕事上や通勤中に、地震・豪雨等により建物に崩壊したことが原因となつて受雇した場合には、労災保険の給付を受けられます。
- 雇用関係の無償給付（災害公営住宅）  
災害による一時的休業等の場合に、各種給付や雇用保険の基本手当の支給を受けられます。
- 未払賃金立替払制度（労働審判・労働者健康被害安全機構）  
事業主が倒産した場合に未払給与や退職金ののを受けられます。
- 事業関係の支援制度  
雇用調整助成金（労働局・ハローワーク）  
地震・豪雨等に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされ、労働者に休業手当を支払った場合に一定の助成金を受け取れる場合があります。
- 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）（商工会議所・商工会）  
商工会議所等の経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が無担保で行う融資。
- 農林漁業者に対する資金貸付（日本政策金融公庫等）  
災害復旧貸付（日本政策金融公庫・商工会等）  
災害を受けた中小企業等に対する事業所復旧のための資金貸付。
- セーフティネット保証・災害関係保証（信用保証協会）  
一般保証とは別枠で保証。無担保 8000万円、最大 2.8億円。

**⑩ 税金・保険料などの減免制度**

- グループ補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）（都道府県）  
複数の中小企業で構成したグループが復興事業計画を作成し、認定を受けることで設備・施設の復旧・整備について補助を受けることができます。
- 地方税の減免・猶予（都道府県・市町村）  
住民税、固定資産税などが対象。
- 国税の減免・猶予（税務署）  
申告期限の延長、納税猶予、予定納税滞り、源泉所得税等の徴収猶予、所得税の軽減など。
- 医療保険・介護保険（健保組合・市町村等）  
保険料や窓口負担減免の制度があります。
- 公共料金、使用料、保育料、放送受信料など（都道府県・市町村・関係事業者）  
災害時の特別措置がとられる可能性があります。

内閣府の被災者支援情報ページ

内閣府作成のリーフレット  
(各種制度を詳しく解説 H30.11.1版)